

玉島テレビ放送番組審議会運営規程

〔設 置 等〕

- 第1条 当社に放送番組の適正を図るため放送番組審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。
- 2、 審議会は、当社の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。
 - 3、 審議会は、放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは当社に対して意見を述べることができる。
 - 4、 審議会は、委員7名以上をもって組織する。
 - 5、 審議会の委員は、当社の業務区域内に居住するもののうちから当社が委嘱する。

〔委員の任期等〕

- 第2条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 2、 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3、 委員は非常勤とする。

〔委 員 長〕

- 第3条 審議会に委員長を置き、委員の互選によって、これを定める。
- 2、 委員長は会務を総理する。
 - 3、 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

〔会 議〕

- 第4条 審議会は委員長が召集する。
- 2、 審議会は、委員長を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 3、 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4、 審議会は、原則として年2回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

〔職員の出 席〕

- 第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させ、議題に関し説明させることができる。

〔議 事 録〕

- 第6条 会議の議事は、議事録に記載しなければならない。
- 2、 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一、開催年月日及び場所
 - 二、出席した委員の氏名
 - 三、議題
 - 四、審議の経過概要
 - 五、議決事項
 - 3、 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定するものとする。

〔答申及び建議〕

- 第7条 審議会は、当社の諮問に応じて当該事案につき決議したときは、すみやかに主文及び理由を記載した答申書を作成し、当社に提出するものとする。
- 2、 審議会の建議は、文書により行なうものとする。

〔庶務〕

- 第8条 審議会の庶務は、当社において処理する。

〔雑〕

- 第9条 この規程に定めるもののほか会議の議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会にはかって定めるものとする。

付 則

- この規程は、昭和58年12月20日より施行する。
- 改定 この規程は、令和5年11月1日より施行する。